

日本自動車史の資料的研究 第3報

大 須 賀 和 美

参考文献（第1・2報と同じ）

尾崎正久 著、「日本自動車史」，昭和17年10月25日，東京 自研社 発行

柳田諒三 著、「自動車三十年史」，昭和19年4月16日，東京 山水社 発行
京都 日出新聞，明治36年1月～12月

かきだし この第3報は前第2報につづけて「第5編 わが国初期の自動車取締規則，第2章」として“実用期の各府県規則”を発表する予定であったが，一部資料の未確認分があるので次報に送り，愛知県に引続き明治36年10月、わが国で2番目に自動車取締規則を発令した京都府が、自動車を導入していった様子を，当時の新聞記事により紹介・確認・検討をし，併せて上記参考文献の自動車史中の誤りを正したいと思う。

柳田氏の「自動車三十年史」のP.43～44に，京都で最初の乗合自動車の開業の様様や，新聞記者の試乗記が記されているので，確認のため現存する唯一の資料と思われる「京都日出新聞」の明治36年版全部を調べた結果，前後して当時の自動車を知る重要記事が発見されたので，日付を追って紹介する。

明治36年8月21日付

〈○自動車営業出願

平川靖氏外一名より自動車営業の出願をなしたるは既記せしが尚又々当地の池田有藏，金丸貞雄，阪上吉享氏よりも府庁へ自動車営業を願出たり其運転区域は(一)七條停車場より烏丸通を北へ，東本願寺北手を西へ，室町通を北へ，中立賣通を西へ，大宮通を北へ，五辻を西へ，北野神社東門前に至るもの(二)七條を東へ，東洞院通を北へ，五條通を東へ，大和大路を北へ，古門前を東へ，知恩院古門前を北へ，三條通白川橋詰に至るもの(三)中央停車場を起点とし中立賣を東へ，烏丸通を南へ，出水を東へ，御苑内白雲神社前を東南へ，測候所前を経て麩屋町を南へ三條を東へ，寺町を南へ，五條を東へ，本町を南へ，稻荷神社前に至るもの(四)七條停車場を西へ新町を北へ，七條を西へ，大宮通を北へ，三條通を西へ，千本通を北へ，下立賣を西へ，下の森に至るものにして中央停車場は油小路通中立賣に設くる予定なりと。〉

明治36年8月30日付

〈○自動車営業許可に就て

自動車営業は未だ取締法なきにより目下警察部保安課にて電車、馬車、自転車等の取締規則を折衷し規則を制定しつつあるが此規則発布次第出願者に許可を与うる見込の由。>

明治36年9月9日付

<○自動車の開業

二井商会の計画中なりし自動車営業は愈々本日菟水桜馬場に於て試運転をなし来る十五日より開業の由。>

明治36年10月7日付

<○自動車営業の合同説

昨日迄京都府に向つて自動車の営業を出願せしは大阪の平川靖氏外五名なるが各自競走の弊を避けんが為め近来合併の議ある由。>

明治36年10月10日付

<○見た儘、聞た儘

昨今当市に於て出来ソーで出来ない者は大谷派本願寺法主の棋穀邸引拂いと京都府警察部の自動車取締規則の発布なり、前者は敢て怪むに足らぬが、後者に至つては何の為に愚図々々して居るやら訳が分らぬ。(見聞子)>

明治36年10月13日付

<○自動車会社設立の計画

今回池田有造、金丸貞雄、阪上吉享の人々首唱者となり二十五万円の資本金にて自動車株式会社を設立せんと計画あり其予算は一ケ年の収入二十二万七百五十二円支出八万九千八百七十六円四十四銭にて年二割四分八厘の配当を為すを得る見込なりと其線路は第一区は北野を起点とし東本願寺停車場迄、第二区は七條停車場より太極殿迄、第三区は油小路中立賣より伏見稻荷神社迄(第一区と道路を異にす)又各所遊覧線としては中立通油小路を起点とし洛東洛西の名区勝地を遊覧せしめん計面にして近々發起人会を開き設立出願の手續を為す都合なりと。>

<○泥酔素人運転手(自動車より落つ)

一昨日午後九時過ぎ中立賣通西堀川角二井商会の自動車第二号車に運転手上田末吉(二十二年)車掌楠義夫(十六年)の兩人が乗り込み試運転の為繩手通四條上る所へ来かゝりし時繩手通三條下る井浅楼の客にて今出川通寺町西入る井口晋吉(二十五年)というが祇園新地富永町繩手東入小原てい方の抱芸妓小原きし(二十三年)同新橋上る岩本たま方の抱芸妓光子事豊田みつ(十八年)同原田みよ方の抱芸妓八木清鶴(十八年)の三人を供に引連れ右の自動車呼び止めて四人共乗込み威勢善く疾駆し同十時頃御苑内燈籠山の所まで来りし際客の井口が泥酔し居るにも拘らず運転手の上田末吉が握り居るハンドルを俺に貸せといいて自らハンドルを執り南方に進行しつつありしが突然西の方へ進行の方向を変ぜしめし為アッと思う一刹那自動車は南方に向つて横様に転覆し運転手、車掌を初め残らず芻出された中にもおきし及び光子は看板の大事の大事の面部に摺り傷を負たる騒ぎに最寄り派出所より巡査出張し中立賣署へ一同を召換し何れも叱責の上

引下らしめし由。>

〈○自動車と電車（衝突）〉

一昨日午後三時五十分頃小川通今出川上る池田勇藏というが自用自動車に乗り丸太町通高倉を南より北へ進行の際街角の処まで来るや同時に四十八号の電車が進行し来り互に警鈴を鳴して警戒を加えしも時既に遅く電車の腹部へ自動車を突き付けて衝突し電車の乗客は無事なりしも自動車は横金に稍損所を生ぜし由にて中立賣署より警官出張取調べしも結局右の事情と判明し池田は説諭を加えられて放還さる。>

明治36年10月7日付

〈○自動車人を轢く（御苑内にて）〉

一昨日午後四時頃市内上京区中立賣通堀川角二井商会の自動車第二号に同商会の雇人大阪府堺市吾妻通一丁目山田義夫（三十二年）が乗込み乗客四名と外に同商会の手伝竹内有藏を乗せて試運転をなしつつ、中立賣通を東へ御苑内中立賣御門の約二間前の処に来掛りたる際下京区大佛北門西入松村広吉方同居田中江い（五十一年）が自動車の赴くと同じく東へ向け歩行なし居るにぞ危険の虞あるより運転手山田義夫は頻りに警鈴を鳴し注意を加えしにお江いは大に驚き周章の餘り進行中の自動車の前を右住左往に狼狽しあわや車輪に掛けられんとせしかば義夫は急に運転を止めたるも時既に後れ車は惰力を以て進行しお江いを突倒し二三間引擦りたる為にお江いは顔面及び手足等に微傷を負いし旨中立賣署に届出たるにぞ同署より巡査出張し一先づ運転手並にお江いを同署へ連れ行き取調べたるに全くお江いが最初警鈴を鳴らせしに拘らず平気に歩行し居たる為衝突せしものと知れ義夫は説諭の上放還されたるがお江いは聾者なりしと。>

明治36年10月14日付

〈○井口は風間（前号の素人運転手）〉

前号の紙上に「泥酔素人運転手」と題し自動車上より客と芸妓が御苑内元燈籠山の処にて転落して微傷を負いたりとの事を報導せしが件の客は今出川通寺町西入井口晋吉と称し現場に於て又中立賣警察署にても同名にて其の筋を欺き宿坊なる祇園新地浅棧へ立帰りたるが実は府下葛野郡桂村の豪農鍋八事風間八左衛門という男なりし同人は曩に芸妓と同衾の科にて一度警察署へ召換されし事あり又々恠の如き警察沙汰となりては妙ならずとて恠は偽名せし次第なりとか尚亦転落負傷せし芸妓清鶴（前号光子は誤）おきし等は衣裳の汚れ料など損害要償を持出し弱り目に祟り目にて八左衛門は澁々償いしとの事なり因に記す此の頃毎夜祇園町にては芸妓が自動車に乗る者非常に多しという。>

明治36年10月15日付

〈○屋根の樫を砕く（派出所の）〉

朝鮮京城人にて当時東竹屋町通丸太町上る吉祥憲（五十年）というは一昨日午後二時頃自用自動車に乗り丸太町通を東へ車屋町西へ入る処へ来かゝり同処にて暫時駐車をしたる上再び元来し通へ引返さんとして丸太町巡査派出所前にて自動車を廻転せんとせしに車の母衣が同所の屋

根の横樋に障り樋は墜落し其の上を車に輓きて砕きたるより大いに驚き早速車を下り丸太町通烏丸西入る鍛冶屋を雇い来りて修繕せしめ謝罪の上説諭を受けて引下りしと。)

〈●取消

拜啓貴社去る十三日発行新聞紙第五千九百一七頁欄内に於て「自動車と電車」と題する記事は衝突と云う迄にもあらず自動車の前車輪の電車に触れたる而已且其末項に自分が中立賣署出張警官の爲めさも引致されたるものゝ如く説諭を加えられ放還されたりとあれども引致と云い説諭されたる事実もなければ従って放還と云うが如き事毛頭無之事実候間此全文を御掲載の上速かにお取消被下度此段請求候也十月十三日上京区小川通今出川上る池田有藏[㊤] 日出新聞編輯部御中。)

明治36年10月23日付

〈○自動車負傷事件（運転手扣訴）

既記大阪府堺市吾妻通一丁目当時中立通西堀川角二井商会内自動車運転士山田義夫（三十二年）は去る五日午後三時過御苑内中立賣御門東二間許りの所にて自動車運転中避除を過りたる為馬町通大佛北の門西入田中いま（五十一年）に負傷せしめたる過失創傷事件は去る九日京都区裁判所に於て十円の罰金刑に処せられしを不当として京都地方裁判所に控訴したるが来る二十九日午前九時公判を開廷するとぞ。)

明治36年10月24日付

〈○自動車転覆後聞（損害賠償）

此の程の紙上に風間八左衛門が二井商会の自動車に祇園新地井あさの女将及光子、おきし、清鶴等を乗せ堺町御苑内にて風間が車掌の止めしにも拘らず緩急器を引取り使用せし結果転覆せしめて芸妓に微傷を負わせ自動車は器械に損所を生じたる事を記載せしが其の後風間より事実無根との事を以て取消を要求したれば條例に依って掲載しおきし事は読者諸君の記憶に存するところなるべし夫はさておき二井商会にては車の損所取調の結果以外にも八百円の多額を要するより井あさに就て其の客を取調べし処全く風間に相違なき事を突止めたり然るに何故風間が井口などゝ偽名せしやというに其の当時記載の如く同人は芸妓と同衾事件にて警察署へ同行されし事あり今亦恣る所為ありてはと偽名せしものにて其の甥に京都府属官を勤め居る井口為三郎というがあれば計らず同人が冤を蒙りたる事迄判明し二井商会は井あさに向って直接風間に掛合うも善けれど順序立ねば貴樓の客なる故を以て貴樓より風間方へ損害を求むるの交渉ありたしと申込みたるに依り井浅方に於ても一応交渉して二井商会へ返事する事にせし由尚同商会にては風間の返答次第に依り井浅の女将及び乗合の芸妓等を証人として京都地方裁判所へ損害賠償の要求を為す覚吾なかりと。)

明治36年10月29日付

〈○自動車営業取締規則

同規則は昨日京都府令第三十九号を以て左の通公布し発布の日より執行せらる。)

(規則全文四章三十五ヶ條省略, 前第2報資料No.2-1~2-4参照)

明治36年11月23日付

〈○自動車の開業

久しく問題たりし自動車も愈々二井商会及び大阪市の安川靖氏外一名の出願に係る分は一昨日許可なりたれば二井商会は昨日より営業を開始したり其線路は七條停車場より烏丸通を大谷派本願寺前を経て西へ室町に出で夫より松原を新町へ新地を北へ中立賣に出で一線は中立賣を東へ烏丸を北へ今出川を東へ川端を北に至る処にて止り他の一線は中立賣を西へ油小路西入処に止り又他の一線は新地通三條を東へ寺町を南へ四條にて止るものなりと。〉

〈○自動車取締規則に就て

世間では自動車取締規則に付いて彼此れ非難する者あり京都府が規則を以て文明の利益を束縛するかの如く唱へ居れるが当局者も亦論者の云う如く自動車を自由自在市街地至る処に通過せしめ営業者にも又一般公衆にも充分利便を得さしめ度は山々なれども如何せん事情は斯くするを容さざるなり例えば営業者の出願通り烏丸通りに二会社出願の営業を許可し加うるに五分毎に一輛を発車せしめんとするが烏丸通は二分間半毎に自動車の通行を見る訳にて而かも二会社なれば往復四輛の車の通過を見るべし而して速力を一時間十里とせんか烏丸通りは自動車を以て充され馬車、荷車の如きは到底通行を見る事能はざるは勿論通行人民の危険実に云うべきからざるものあらん危険は未然に防がざるべからず故に京都府は豫じめ速力に制限を加え且つ線路巾をも制限したるなり京都府は三間巾以上ならでは許可せざる規定なるも場所によっては許可する除外例あるが故に平川某の出願に係る線路中烏丸通五條下る処の如きは許可し居れりまた速力は郡部ならば兎も角も市内ならば二里にて沢山なり要するに文明の利益とは云え此非文明の道路に自動車を自在に通行せしむるが如きは子供に剃刀を持たしたるが如く危険千萬ならずや右の次第なるが故に東京、大阪の如きは絶対に自動車の営業を許可せずまた岐阜県の如きも市内及び公園地には許可せず左れば右営業を企図せし人々は何れも京都に集合し来れり左れば京都府にては市内の営業は前記二出願者以外に尚二会社総て四会社の外は許可せざる方針なり云々と山田保安課長は語れり。〉

明治36年12月20日付

〈○自動車営業出願

府下與謝郡宮津町小西好助外五名より宮津、福知山間にて自動車営業の件を當府に出願せしが右の外宮津より舞鶴及び峰山兩町の間にも営業を開始する計画なる由。〉

〈○京都第一自動車株式会社

二井商会は同商会発起人なる坪井菊次、福井九兵衛其他十数名の発起にて株式会社組織を改造し資本金を十万円とし(一株五十円二千株)京都第一自動車株式会社を組織し車台を改良増加して乗客の便宜を計る由にて第一回拂込を十五円とし一兩日前より募集に着手せしが来る一月二十五日を以て締切る由因に発起人に於て既に千二百株餘を引受けたりと。〉

明治36年12月24日付

〈○市会議案

明後二十六日例刻より開会する京都市会の要件は左の如し

京都市第八十号議案

條例第〇号

本市條例第三十四号特別税船車乘馬條例中左の通改正追加し明治三十七年度より之を施行す。但し本條例施行以前より自動車を所有するものは本條例公告の日より十日以内に第六條の届出を為すべし。

第二條中 人乗馬車自転車の課税制限を改め自動車の一項を加う

人乗馬車	(二匹立己上)	同上	廿五円以内
	(一匹立)	同上	十五円以内

自転車		同上	三円以内
-----	--	----	------

(五人乗以上)		同上	二十円以内
---------	--	----	-------

自動車 (三人乗以上四人乗以下)		同上	十五円以内
------------------	--	----	-------

(二人乗以下)		同上	十円以内
---------	--	----	------

第六條中 人乗馬車、自転車の二項を削り自動車の一項を加う。〉

明治36年12月27日付

〈○京都市会

同会は昨日午前十時十分開会、出席三十五名雨森議長着席

市第八十号議案

本市條例中特別税船車乘馬税條例改正の件の第一讀会に移り莊林助役は右は近時自動車營業者の起りに伴い改正の必要を認めし者なり尚ほ之と同時に馬車及び自転車の營業自用の區別を廃せんとする者なりとて縷々原案提出の主旨を説明し、一二の質問のみにて異議なく原案に決し引続き第二讀会を開き三讀会を省略して確定議となせり。〉

以上明治36年の新聞紙上により自動車関連記事を全部引出したつもりだが、見落しがあったかも知れぬ。引續き翌37年も験べたが「日露戦争」に突入していく直前で、風雲急なる記事ばかりで“自動車”の一文字も見出せなかった。

そこで、これら記事を資料として参考文献の両自動車史にもふれてなかったような“京都と自動車”の史実について、色々な面から考察を加えたいと思う。

1. いつ頃自動車が京都に導入されたか？ 記事のはじまりが8月だから、自動車史に述べられている通り隣県大阪での博覧会に刺激され、明治36年なかば頃から使用されたのではないか。ここで重要なことは、当時既に相当数の自動車が実用化して使用されていた史実である。事

故記事に表れただけでも、二井商会の2台・池田某の1台・朝鮮京城人の1台と計4台が走っている。乗合自動車の申請も、二井商会・大阪の平川某のグループ・池田某のグループ等と4社から申請が出されており、更に祇園の芸妓が遊客と毎夜多く乗っていたとのことも合せ考えると、少なくとも10台ぐらいの自動車はこの頃走っていたことになる。別記事にもある通り、東京・大阪の大都市で乗合自動車事業を危険なものとして認めないため、路線の利権で一もうけを狙う新企業家たちが京都に集り、認可されるまでの間、資金かせぎのため試運転の名のもとで貸自動車をやり、遊客達が利用していたのだろう。

これらの点を考えると、わが国で横浜・神戸の外人以外で自動車を最も早く実社会に取り入れたのは京都であると云えるし、又貸自動車事業(ハイヤ)も乗合自動車事業(バス)も同時期(明治36年後半)に実活動としての先鞭をつけていることになる。これより先、明治28年1月には第4回国勧業博覧会の記念事業として、わが国はじめての市電が開通したのも京都で、旧首都の面目にかけてか他都市にさきがけ近代輸送機関の受入れに力を入れていた姿が伺える。

この市電も後発の自動車に押され、昭和53年9月30日のいま、83年8ヶ月の歴史を閉じたことは意味深く考えられる。

2. 京都の乗合自動車事業は当初「二井商会」と共に大阪の平川靖氏グループにも認可されていることが確認されたが、平川氏グループは実際に運行しなかったのか自動車史上には記録されていない。

3. 最初の乗合自動車取締規則は乗合馬車取締規則から作られたことが確認された。前第1報で日本最初の自動車取締規則が愛知県で乗合馬車取締規則をもとに作られたと思われる点を、各條比較検討して述べたが、京都の記事はそれを裏付けるものである。

4. 柳川氏の三十年史、P.45に「二井商会は開業三ヶ月で資本金十五万円の第一自動車株式会社に改組してみたが……」と述べられているが、記事より資本金は一株五十円で二千株、十万円であったことが確認される。

5. 今回の新聞記事調査の最大の収穫は「自動車税」についてである。柳川氏の三十年史のP.11に「取締規則・自動車税」として

くわが国に初めて自動車税が創設されたのは明治四十年東京府をもって嚆矢とする。従来は自
転車と同様に一台三円の税金を課してゐたのであったが、この自動車税創始によって乗用貨
物の別なく一台三十円を徴収することゝなったのである。……」

とあるが、記事に明確なように京都では明治36年末市議会を通過して、東京より先づること3年、明治37年度より課税するように決まっていた点を確認して載きたい。

又偶然にも名古屋の古本市にて入手した「愛知県名古屋市 明治四十年歳入出予算表」により、名古屋市においても東京府と同時の明治40年に「自動車税」が課せられていたことも判明した。(添布資料No.1と2)

当時の地方庁は財政の窮乏より課税対象を血眼で探しており、自動車の出現を見逃すはずはなかったと思われる。故に自動車税の新設の時期を調べれば、各地の自動車の出現時期が判ると思われる。

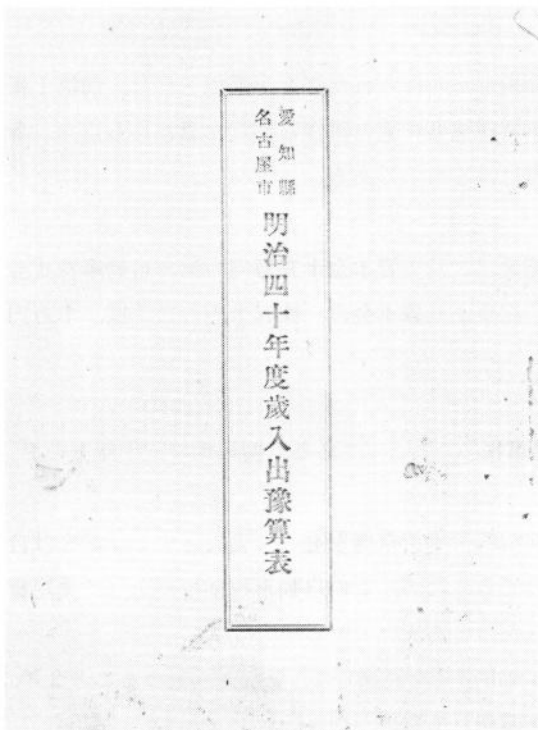
以上

あとがき 両自動車史の尾崎、柳川両氏とも中央東京で活躍された方々で、そのためか地方の史実について調査が不十分で、初期の記述に処々誤りが見受けられる。裏付資料にて問題点を指摘し検討する故同学の士の確認を願う次第である。

なお資料については当時の新聞に負うところが大きであるが、余りにも古いもので破損がはげしく、今回も国会図書館にて閲覧禁止になっていたものを研究のために特別に見せて戴いた点を感謝するとともに、頁をメクルだけで縁からハラハラと破れていく貴重な資料を一日も早くマイクロフィルムに写されんことを願って止みません。そのため記事の転写ができず、筆写になった点をご理解願いたいと思います。

資料No.1 愛知県名古屋市 明治四十年歳入出予算表 (表紙)

資料No.2 同特別市税欄 (P. 54)



自動車	年税	一輛ニ付	金	貳拾圓
船	年税	一噸ニ付	金	貳圓五拾錢
馬	月税	一頭ニ付	金	參拾圓
西洋形蒸氣船	百噸ニ付	年税	金	參拾圓
同 風帆船	同	同	金	貳拾圓
日本形船積石五拾石以上百石ニ付同	同	同	金	四圓四拾錢
酌 船	年税	一噸ニ付	金	七拾五錢
自 動 車	年税	一輛ニ付	金	貳拾圓

郵政傳信局ニ於テ積石ノ船ニ付テハ月税ニ付
郵政傳信局ニ於テ積石ノ船ニ付テハ月税ニ付
郵政傳信局ニ於テ積石ノ船ニ付テハ月税ニ付